

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

(あて先) 宝塚市長

納税義務者 住所
氏名
又は名称
個人番号
又は法人番号
連絡先 ()

下記住宅について、現行の耐震基準に適合した改修工事を行ったので、固定資産税減額の適用を受けたく申告します。

家屋の所在地	宝塚市			番地
家屋番号	種類	構造	床面積	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	
耐震改修工事完了年月日	年 月 日			
耐震改修工事に要した費用(A)	円			
耐震改修工事完了後3か月以内に申告出来なかった場合、その理由を記入。				

【添付書類】

●現行の耐震基準に適合したことを証明する以下のいずれかの書類の原本（特定改修住宅(*)はIに限る）

I)増改築等工事証明書（証明の目的が地方税法に関するもので、内容が耐震改修工事のもの）

※証明の目的が租税特別措置法に関するものは税務署用です。受理できませんのでご注意ください。

※原本返還不可となります。証明の目的が税務署用と兼ねる記載の場合、予め2部取得して下さい。

※証明者：建築士事務所所属の建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人

II)住宅耐震改修証明書（証明の目的が地方税法に関するもの）

※証明の目的が租税特別措置法に関するものは税務署用です。受理できませんのでご注意ください。

※当市の住宅耐震改修工事補助事業の補助金の交付を受ける方に限り、建築指導課が発行しています。

III)住宅性能評価書（改修工事完了後に交付を受け、耐震等級が等級1・等級2・等級3いずれかのもの）

●耐震改修工事費が戸当たり50万円以上であることの確認ができる書類の写し (A)

※区分所有家屋の場合、一棟全体工事費のうち各区分所有者の負担額が確認できる書類が必要です。

●認定通知書（又は変更認定通知書(注1)・承認通知書(注2)）の写し（特定改修住宅(*)の場合のみ必要）

注1 申告書提出までの間に、当初の認定計画に変更が生じている場合又は譲受人が決定されている場合

注2 申告書提出までの間に、当初の認定計画実施者の地位が承継されている場合

*令和13年3月31日までの耐震改修工事後に長期優良住宅の認定を受けた40㎡以上240㎡以下の住宅。

※なお、令和8年3月31日までの耐震改修工事後に長期優良住宅の認定を受けた場合は、戸当たり床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅が対象となります。